

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：消防法施行令の一部を改正する政令案等
規制の名称：消火器具に関する基準の見直し
規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省 消防庁 予防課
評価実施時期：平成 30年 2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

- ・ 現行の消防法令上、飲食店等（消防法施行令別表第一（三）項に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち延べ面積150㎡未満の飲食店等（以下「小規模飲食店等」という。）においては、火災予防条例で義務を課している市町村所在の小規模飲食店等を除き消火器具の設置が義務付けられていないところ、小規模飲食店等火災の約5割がこんろに起因する火災（以下「こんろ火災」という。）という現状である。
＜小規模飲食店等におけるこんろ火災件数（「火災報告」より）＞
H25：97件（44.7%）、H26：102件（47.2%）、H27：92件（49.7%）、H28：91件（47.4%）
※（ ）内は小規模飲食店等火災件数に占める割合
- ・ 飲食店等においては、油を用いて料理を行うことが想定されるところ、油火災に対しては水による初期消火は困難であることから、飲食店等の規模にかかわらず消火器具による初期消火を行う必要性が高い。
＜厨房における火災予防の広報映像＞
映像：https://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/movie/mov16.html
＜各消防関係機関に対する上記映像を用いた広報啓発の依頼通知＞
通知：https://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2912/pdf/291201_yo362.pdf
- ・ 今回の消防法施行令の改正により消火器具の設置を義務付けない場合、消火器具の設置が義務付けられておらず、自主的に消火器具を設置していない小規模飲食店等において火災が発生

すると、初期消火が実施されずに火災が拡大し、焼損床面積が広がるおそれがある。

＜小規模飲食店等火災における初期消火実施件数（率）＞

H25：124件（57.1%）、H26：154件（71.3%）、H27：130件（70.3%）、H28：126件（65.6%）

＜小規模飲食店等火災における焼損床面積＞

H25：3,116㎡、H26：3,937㎡、H27：2,116㎡、H28：2,890㎡

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

- ・ 平成28年12月22日に新潟県糸魚川市の飲食店において火災が発生し、強風により広範囲に延焼拡大した結果、147棟の建築物を焼損させる大火となった。
- ・ 飲食店等においては、こんろ等の火気を使用している点が特色であり、小規模飲食店等火災の約5割がこんろ火災であり、また延べ面積が150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の75%は小規模飲食店等で発生しているという現状である。
- ・ こんろ火災は延焼拡大の危険性があり、消火器具による初期消火が有効であるが、前述のとおり現行の消防法令上では、小規模飲食店等には、火災予防条例で義務を課している市町村所在の小規模飲食店等を除き消火器具の設置義務が課されていない。
- ・ そのため、小規模飲食店等に対し、全国的に消火器具の設置義務を新たに課すことにより初期消火体制を強化し、火災予防上の対策を講じる必要がある。

【規制以外の政策手段の内容】

- ・ 非規制による課題解決として、業界団体等におけるガイドラインの作成とその遵守により小規模飲食店等の消火器具設置の自主的な取組を促すことも考えられるが、ガイドラインには強制力はなくあくまで自主的な取組を促すだけであり、実効性の確保の点で問題がある。

【規制の内容】

- ・ 上記の課題を解決するため、消防法施行令を改正し、小規模飲食店等に対して消火器具の設置を義務付ける。ただし、火を使用する設備又は器具を設けていない小規模飲食店等及び防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる小規模飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、義務化の対象から除外する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

・「遵守費用について」

現在消火器具の設置が義務付けられていない小規模飲食店等の件数は、推計によれば最大で約 29 万件である（全国の小規模飲食店等の件数約 46 万件（推計）から火災予防条例により消火器具の設置が義務付けられている件数約 17 万件（推計）を除いたもの）。このうち火を全く使用しない小規模飲食店等、防火上有効な措置が講じられた設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等及び既に自主的な消火器具の設置が把握されている小規模飲食店等約 8 万件（推計）を除いた概ね 21 万件程度の小規模飲食店等が、新たに消火器具の設置対象となる小規模飲食店等の数である。

なお、小規模飲食店等において新たに設置義務が課される消火器具は、4,000 円程度で購入が可能である。

また、新たに消火器具が設置されると、消防法上、消火器具の定期的な点検及び消防本部に対する報告が義務付けられるため、これらに要する費用が発生する。

・「行政費用について」

国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から消火器具の設置対象となる小規模飲食店等に対する制度の周知・啓発を行う必要があるほか、新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模飲食店等を把握するための費用等が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

小規模飲食店等に対する消火器具設置の義務化により、消火器具を用いた適切な初期消火が行われることで延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができると考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑤の効果を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

小規模飲食店等に対する消火器具設置の義務化により、消火器具を用いた適切な初期消火が行われることで、小規模飲食店等における火災の延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができ、消防機関の消火活動等の負担が軽減されると見込まれる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の消防法施行令の改正により、現状では設置義務の対象となっていない小規模飲食店等に消火器具が設置され、適切な初期消火が行われることで延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができるという効果と比較し、新たに小規模飲食店等が消火器具を購入するために必要な費用は1件当たり4,000円程度であり、比較的少額で最小限の規制であると考えられる。

また、制度改正の周知・啓発等の行政費用については、飲食店等の許可行政を行っている生活衛生部局と連携することにより、新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模飲食店等の把握に要する費用は限定的となるものと考えられる。

以上を総合的に勘案すれば、今回の改正は妥当性があるものといえる。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合

い) を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

消火器具は、消防用設備等のうち、初期消火を行うための最も簡易な消火設備であることから、代替案は存在しない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」（座長：室崎益輝 神戸大学名誉教授）の報告書を踏まえ、今回の改正を行うものである。なお、規制の検討段階やコンサルテーション段階では、事前評価を実施していない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正消防法施行令等の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必

要となるものもあることに留意が必要

飲食店等における初期消火実施率及び焼損床面積（出典：「火災報告」）を、原因別（こんろ火災その他）、面積別（150 m²以上・未満）に分析することにより把握を行う。

